

令和 7 年度

再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務

業 務 仕 様 書

令和 7 年 4 月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 本業務の目的

岩手県では、平成31年3月に策定した「岩手県水素利活用構想」において、再生可能エネルギー由来の水素の利活用を通じて、持続可能で低炭素な社会の実現に向けて取り組むこととしている。

本業務は、令和6年度に実施した再生可能エネルギー由来の水素製造ポテンシャル調査等の結果を踏まえて、県内でのグリーン水素製造と利活用を見据えたグリーン水素利活用モデルの構築を行うとともに、水素の利活用促進を目的としたセミナーを行うものである。

2 本業務の概要

（1） 業務の名称

令和7年度再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務

（2） 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

（3） 業務内容

① 水素事業モデルの概略検討

令和6年度に実施した再生可能エネルギー由来の水素製造ポテンシャル調査の結果*等を踏まえて、県内で想定される事業モデル・地域を検討すること。

※「資料2-1 令和6年度再生可能エネルギー由来の水素製造ポテンシャル調査等業務 報告書（概要版）」のとおり。

なお、検討にあたっては、水素利活用事業者となる可能性がある事業者に対し、ニーズ（活用の意向、水素需要量、利用方法など）のアンケート調査等を実施すること。

② 検討対象モデル・地域の選定

①で検討した事業モデル・地域の特性を把握したうえで、検討対象とするモデル・地域を抽出すること。

③ 事業モデルの事業性検討

②で抽出したモデル・地域における事業者ヒアリング調査を実施し、意向や事業参画に係る条件、事業規模に係る条件等を把握すること。

また、各種条件を踏まえて、事業モデルの事業性（整備費、維持管理費、費用対効果等）を検討し、実現に向けた課題を整理すること。

④ 水素利活用セミナーの開催

県内事業者の燃料転換等に向けた具体的なアクションにつなげることを目的とした水素利活用セミナー（会場・WEB ハイブリッド併用）を1回開催する。

ア セミナー内容の企画立案

- ・セミナー内容や講師についての企画立案
(セミナーでは本モデル構築に係る報告も行うこと)

イ セミナーの運営

- ・セミナーの参加者の募集・とりまとめ
- ・会場の確保、会場の説明、配信機材等の準備
- ・セミナー当日の司会進行、参加者へのアンケート等の実施
- ・周知に向けたホームページ掲載用チラシの作成
- ・その他、セミナーを円滑に運営するための業務支援
※講師の報酬及び会場使用料は発注者負担

⑤ 報告書作成

調査結果やセミナーの開催結果を取りまとめるとともに、県内事業者の水素事業への参入等を進めていくために必要な取組の提案を含めた報告書を作成すること。

⑥ 協議・打合せ

業務実施に当たり、協議・打ち合わせを行う。打ち合わせは3回程度を想定するが、必要に応じて適宜実施するものとする。なお、打ち合わせ実施に当たっては、Web 会議システムを活用するなど、効率的な実施に努めるものとする。また、協議・打合せに関する議事録を作成し、発注者に提出すること。

⑦ その他

企画提案参加者は、上記①～⑥によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

3 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- ① 調査報告書 2部
- ② 本業務に係る資料・写真等の電子データ 1式

※ 電子データは、CD-R・USB 等の媒体に収録し、Windows11 上でデータの保存、編集、表示が可能なものとする。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word 及び Microsoft Excel を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

4 スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定していること。

なお、詳細については、岩手県と受託者が協議のうえ決定するものであり、次のとおりとならない場合もあること。

時期	主な業務内容
令和7年 7月中	契約締結・事業開始
7月、11月、2月（予定）	業務着手時、中間打合せ、最終打合せ
令和8年 1月（予定）	セミナー
3月まで	成果物納入

5 契約に関する条件

（１） 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

（２） 再委託の相手方

受託者は、上記「（１） 再委託等の制限②」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

（３） 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ② 岩手県は、上記「（１） 再委託等の制限②」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ③ 受託者は、上記①及び②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

（４） 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

（５） 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

（６） 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この項において「法」

という。)に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

- ① 受託者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- ② 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び本業務に従事する者を指定し、岩手県に報告すること。
- ③ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- ④ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も岩手県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、岩手県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- ⑤ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- ⑥ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- ⑦ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、岩手県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、岩手県の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、岩手県及び受託者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。